

10

遺留分

10-1 遺留分

図表 遺留分

	内 容
遺留分権者	兄弟姉妹を除く相続人、すなわち、配偶者、子、直系尊属のみである（1042条1項）。胎児は、生きて生まれれば、子として遺留分を持つ。
遺留分の割合	(1) 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1（1042条1項1号）。 (2) それ以外の場合 被相続人の財産の2分の1（1042条1項2号）。
遺留分の放棄	相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる（1049条1項）。共同相続人の1人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（1049条2項）。
遺留分侵害額請求権	(1) 意義 遺留分侵害額請求権とは、遺留分権利者及びその承継人が、受遺者または受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる権利をいう（1046条）。 (2) 法的性質 遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされていた旧法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じ、受遺者や受贈者は、負担額に応じた金銭債務を負うことになる。 (3) 行使方法 遺留分侵害額請求権の行使の方法は、遺留分権利者から相手方に対して意思表示をすれば足り、裁判上の請求による必要はない（最判昭41.7.14）。 (4) 遺留分侵害額請求の効果 受遺者または受贈者は、遺贈（特定財産承継遺言による相続または相続分の指定による遺産の取得も含む）または贈与の目的の価額を限度として、遺留分侵害額を負担する（1047条1項本文）。ただし、裁判所は、受遺者または受贈者の請求により、支払うべき金額の全部または一部の支払につき、相当の期限を許与することができる（1047条5項）。 (5) 行使期間の制限 遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する（1048条前段）。相続開始の時から10年を経過したときも、同様とする（1048条後段）。